

社会福祉法人幸田町社会福祉協議会報酬及び費用弁償に関する規則
(平成11年規則第2号)

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人幸田町社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第10条及び第25条の規定に基づき、社会福祉法人幸田町社会福祉協議会の評議員及び役員に対して支給する報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。

(役員報酬)

第3条 役員（会長及び常務理事を除く。）が、その職務のため、理事会、監査及び評議員会に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。

(会長の報酬)

第4条 定款第18条第2項に規定する会長の報酬は、日額5,000円とする。

(常務理事の報酬)

第5条 定款第18条第2項に規定する常務理事の報酬は、月額280,000円とする。ただし、事務局長と兼務する場合には、常務理事の報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬の支給方法は、社会福祉法人幸田町社会福祉協議会就業規則（平成7年規則第5号）の適用を受ける職員の例による。ただし、報酬の支給日については、会長が定める。

(費用弁償)

第7条 評議員及び役員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項に定める旅費については、社会福祉法人幸田町社会福祉協議会旅費規程（平成7年規程第9号）による。

(公表)

第8条 この規則をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年5月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年6月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。